

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務
公募型プロポーザル 募集要項
(案)

令和元年（2019 年）7 月 31 日

茨 木 市

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	公告日	1
4	発注者	1
5	業務概要	1
6	選定方法	3
7	実施スケジュール	3
8	参加資格	4
9	本募集要項に対する質疑	10
10	参加表明書等の提出	11
11	一次審査	13
12	二次審査	13
13	契約に関する基本的な考え方	16
14	業務品質の確保	17
15	技術提案の責任の所在、取扱い等	17
16	提出資料の取扱い	18
17	その他	19
(添付) 審査基準		

1 はじめに

市民会館跡地エリア整備事業（以下「本事業」という。）に係る複合施設等（以下「本施設」という。）の設計・施工業務（以下「本業務」という。）の一括発注については、公募型プロポーザル方式による参加者からの提案に基づき、事業者となる受託候補者の選定を行うものである。

参加表明書等及び技術提案書の提出等については、関係法令等に基づくほか、この募集要項及び同時に公表する各資料による。

2 目的

本施設の建設に当たり、民間ノウハウを活用したより魅力ある施設の実現、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減の期待ができる設計・施工一括による性能発注を行うものである。

発注にあたり、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」（平成 30 年（2018 年）12 月策定）や別途配布する「市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す内容に加え、本市の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とする。

3 公告日

令和元年（2019 年）7 月 31 日（水）

4 発注者

（１）発注者

茨木市

（２）事務局

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

住所 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-655-2757

Eメール atochi@city.ibaraki.lg.jp

窓口対応時間 土・日・祝日を除く、8時45分から17時15分まで

5 業務概要

（１）業務名

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

（２）業務場所

茨木市駅前三丁目9

敷地A：現中央公園南グラウンド南側緑地、敷地B：現中央公園南グラウンド

(3) 対象施設

本業務の対象施設の概要は、下表のとおり。なお、詳細は要求水準書を参照のこと。

敷地	整備対象施設	備考
敷地A	ホール等施設(大ホール1,200席、多目的ホール他)、子育て世代包括支援センター、市民活動センター、図書館、プラネタリウム、共用その他施設、外構施設(駐車場、駐輪場、植栽等)	既存樹木の移植、伐採等含む
敷地B	大屋根、屋根付通路、駐輪場、芝生広場、遊具、植栽等の公園施設	既存施設(工作物等)の撤去含む

(4) 業務内容

業務の構成及び業務内容は、以下のとおり。なお、詳細は要求水準書を参照のこと。

- ① 本施設建設に係る基本設計、実施設計及び関連業務(以下「設計業務」という。)

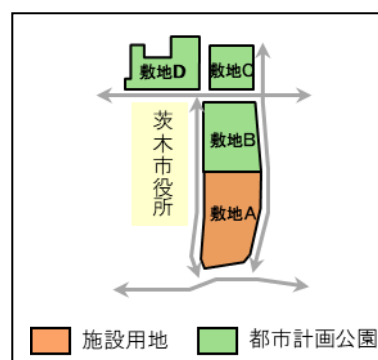
※関連業務には、各種許認可申請業務、交付金申請等補助業務、市民ワークショップ等企画運営業務を含む。

- ② 本施設建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、備品調達・設置業務、公園整備工事及び関連工事(以下「施工業務」という。)

※関連工事には、既存樹木の移植・伐採及び工作物等の撤去を含む。

- ③ 工事監理業務

- ④ その他関連業務(上記に関連する業務、開館準備への協力(音響、照明、舞台装置の設備関係等、運営に向けての稼働確認、試聴公演等への協力等を想定)など)



＜敷地位置図＞

(5) 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和6年(2024年)3月末日までとする。

令和5年(2023年)	9月	竣工引渡
	10月	子育て世代包括支援センター、市民活動センター、図書館、プラネタリウム等の共用開始
令和6年(2024年)	4月	大ホール、多目的ホールの共用開始

ただし、特定された技術提案書において工期短縮に係る内容があった場合は、当該技術提案書に記載された履行期間とする。

なお、事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉、協議は行わない。

(6) 上限価格

業務費の上限価格は、下記のとおり。

15,280,000,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

なお、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって消費税等額に変動が生じた場

合は、発注者は契約金額に相当額を加減して支払う。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

また、上記には、建築確認、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。なお、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

（７）その他

現地説明会は実施しない。提案作成のために行う現地確認等は可能とするが、現地確認を行う場合は、事前に事務局に連絡し、日程の調整を行うこと。

6 選定方法

本業務の受託候補者及び次点者の選定は、中立かつ公正に審査を行うために、「茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、添付の「審査基準」に基づき評価、選定を行う。

選定は、実績等による一次審査（事務局審査）及び技術提案等による二次審査（選定委員会審査）による２段階審査とし、詳細は「審査基準」による。

7 実施スケジュール

実施スケジュールを下表に示す。

項目	時期
公告・公募手続きの開始	令和元年 7 月 31 日
質問書の提出	令和元年 8 月 9 日
質問への回答	令和元年 8 月 23 日
一次審査書類（参加表明書等）の提出	令和元年 8 月 30 日
一次審査結果の通知	令和元年 9 月 6 日
二次審査書類（技術提案書）の提出	令和元年 12 月 6 日
技術提案に関するプレゼンテーション・二次審査	令和 2 年 1 月 18 日
受託候補者の選定（二次審査結果の通知・公表）	令和 2 年 1 月 24 日
仮契約の締結	令和 2 年 2 月上旬
本契約の締結（3 月議会議決案件）	令和 2 年 3 月中旬
市民参加型シンポジウム開催	令和 2 年 3 月下旬

注）時期は予定であり、状況により前後することがある。

8 参加資格

(1) 基本的要件

- ① 参加者の構成は、設計企業と施工企業による共同企業体とし、次のいずれかの形態とする。なお、共同企業体について、市内企業を加えることを条件としないが、二次審査において、市内企業の活用等を審査項目とする。
- ア 設計企業（単体企業）と施工企業（単体企業）との共同企業体
 - イ 設計企業（単体企業）と施工企業（共同企業体）との共同企業体
 - ウ 設計企業（共同企業体）と施工企業（単体企業）との共同企業体
 - エ 設計企業（共同企業体）と施工企業（共同企業体）との共同企業体
- ② 参加者は、以降の（２）から（４）までを全て満たし、かつ、以下に示す設計企業、施工企業による共同企業体であること。
- ア 設計企業、施工企業について
- a 設計企業 設計業務、工事監理業務を担当する単体企業又は共同企業体（共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による）
 - b 施工企業 施工業務を担当する単体企業又は共同企業体（共同企業体の場合、共同実施方式のみによる）
- イ 共同企業体について
- a 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式
 - b 分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式
 - c 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより事業を行う方式
- ウ 設計業務、工事監理業務の業務分野について
- a 建築分野 平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 項第一号ロ（１）及び第二号ロ（１）に示す「設計の種類」における「総合」
 - b 構造分野 同「構造」
 - c 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」、「昇降機等」
 - d 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」
- ③ 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
ただし、施工企業が設計業務及び工事監理業務を行う単体企業又は共同企業体の構成員となることは認めない。
- ④ 共同企業体の代表者は、施工企業の代表構成員とする。
- ⑤ 設計企業が共同企業体の場合、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。
- ⑥ 施工企業が共同企業体の場合、最低出資比率は 30%以上とする。代表構成員は出資比率が最大の企業とする。
- ⑦ 共同企業体の代表者は、本事業全体のマネジメントを行う統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、施工業務における監理技術者を統括する。

- ⑧ 応募に関する手続きは、共同企業体の代表者が行うこと。
- ⑨ 設計業務及び工事監理業務の再委託について、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、施工企業への設計業務及び工事監理業務の再委託は認めない。
- ⑩ 参加者である共同企業体の構成員の変更は認めない。
- ⑪ 参加者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は以下のとおりとする。なお、これらの施設には単一の建築物だけではなく、複合建築物を含むものとする。
 - ア 同種施設 平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添二 建築物の類型「十二 文化・交流・公益施設」の第 2 類に掲げる建築物の用途で、プロセニウム型式の舞台を有する「劇場」とする。
 - イ 類似施設 同上第 2 類に掲げる建築物の用途で、「映画館、劇場（プロセニウム型式の舞台を有するものを除く。）、美術館、博物館、図書館」とする。

（２）共通の参加資格要件

参加者である共同企業体の各構成員は、次の要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして扱う。
- ③ 参加表明書等の提出期限の日から受託候補者選定の日までの期間に、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外措置を受けている者でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登録されていない者についても、同様の期間に指名停止又は指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。
- ④ 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日茨木市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑤ 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日茨木市条例第 31 号）第 8 条に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑥ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登録者を除く。）
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ⑧ 参加者である共同企業体の構成員のいずれも、他の参加者でなく、また他の参加者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑨ 参加者である共同企業体の構成員のいずれも、他の参加者である共同企業体の構成員

と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

⑩ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 本事業に係る発注者支援業務の受託者（受託企業：株式会社ニュージェック、協力企業：株式会社シアターワークショップ）、又は受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。

イ 茨木市の組織及び市議会に属する者。

（３）設計企業の参加資格要件

応募する設計企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして扱う。
- ③ 設計企業の代表構成員（設計企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に、基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上を対象とする。）
- ④ 下記に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置できること。なお、各実績については、前職での経歴を含むことができるものとする。

ア 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は設計業務を統括管理するものとする。なお、建築設計主任技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 2 条に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造工事監理主任技術者

と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の構造分野に係る基本設計又は実施設計実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、機械設備設計主任技術者、電気設備工事監理主任技術者及び機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）又は建築設備士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の電気設備分野に係る基本設計又は実施設計実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者、電気設備工事監理主任技術者及び機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に基本設計又は実施設計業務が完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の機械設備分野に係る基本設計又は実施設計実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

カ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として、本業務のコスト管理を行うものとする。

- a コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格及び経験（一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有し、建築コスト関連業務において責任ある業務を 5 年以上経験）を有するものであること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した延床面積 4,000 m²以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

キ 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席

以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること。

- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ク 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ケ 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の構造分野に係る工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

コ 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者及び機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の電気設備分野に係る工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

サ 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者及び電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の機械設備分野に係る工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ⑤ 配置予定設計技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極め

て特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

- ⑥ 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が、他の参加者の協力事務所となっていないこと。

（４）施工企業の参加資格要件

応募する施工企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相応の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして取り扱う。
また、建設工事における経営事項審査数値が 1,400 点以上であること。
- ③ 施工企業の代表構成員（施工企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 30%以上を対象とする。）
- ④ 下記に示す統括管理技術者及び各業務分野を担当する施工主任技術者（以下「配置予定施工技術者」という。）を配置できること。なお、各実績については、前職での経歴を含むことができるものとする。

ア 統括管理技術者

本事業全体のマネジメントを行う。なお、監理技術者と兼務できるものとする。

- a 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 監理技術者

本事業における工事施工の監理技術者とする。なお、統括管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- c 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。
- d 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 施工計画主任技術者

施工計画担当として本事業の施工計画を行うものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本事業のコスト管理を行うものとする。

- a コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格及び経験（一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有し、建築コスト関連業務において責任ある業務を 5 年以上経験）を有するものであること。
- b 平成 11 年（1999 年）4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した延床面積 4,000 m²以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ⑤ 配置予定施工技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

9 本募集要項に対する質疑

（１）本募集要項に対する質疑の提出

本募集要項に対する質疑がある場合は、次のとおり配布の様式により提出すること。

① 提出期限

令和元年（2019 年）8 月 9 日（金）17 時 15 分まで

② 提出方法

質疑書（別添様式）に記載の上、事務局 E メールアドレスにマイクロソフト社製のエクセルファイル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【企業名若しくは共同企業体名】市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務（質疑書）」とすること。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

（２）質疑に対する回答

① 回答期限

令和元年（2019 年）8 月 23 日（金）まで

※参加表明等に関する質問への回答は、上記期限までの早期に回答を予定。

② 回答方法

本市ホームページに掲載する。

10 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、本プロポーザルに参加することを表明し、参加資格を有することを証明するため、以下に示す参加表明書に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

なお、下記①の提出期間に参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格確認の結果、参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

① 提出期限 令和元年（2019年）8月30日（金）17時15分まで

② 提出場所 事務局

③ 提出方法

提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により必着すること。なお、電送によるものは受け付けない。郵送、託送による場合は、封筒に「市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務 公募型プロポーザル参加表明書等 在中」と朱書きにより明記すること

④ 提出部数 正1部（写し3部）、同内容の電子データ1部（CD-R又はDVD-R）

(2) 提出書類

提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

① 参加表明書及び参加資格確認申請書等

ア 参加表明書（様式1-1）

イ 参加資格確認申請書（様式1-2）及び添付書類一式

ウ 構成員一覧表（様式1-3）

エ 暴力団排除条例に関する誓約書（様式1-4）

オ 秘密保持に関する誓約書（様式1-5）

カ 委任状（様式1-6）

キ 設計企業を構成する全企業の建築士事務所登録の写し

ク 施工企業を構成する全企業の建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

※1. 参加資格確認申請書に添付する書類は、本市入札参加有資格者についても提出すること。

② 企業の実績

ア 設計企業の同種又は類似施設の設計実績（様式2-1）

イ 施工企業の同種又は類似施設の施工実績（様式2-2）

※1. 企業の実績は、設計企業、施工企業それぞれ3実績までとする。

※2. 企業の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し）を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

③ 配置予定技術者の資格及び実績

ア 配置予定設計技術者の資格及び実績（様式3-1）

設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、コスト管理主任技術者、工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者分を提出すること。

イ 配置予定施工技術者の資格及び実績（様式 3-2）

統括管理技術者、監理技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者分を提出すること。

※ 1. 同種施設又は類似施設の実績は、配置予定技術者ごとに 1 実績のみとする。

※ 2. 複数の配置予定技術者の実績が同一の場合も、配置予定技術者ごとに提出すること。

※ 3. 同種施設又は類似施設の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類（社内資料等でも可））を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

④ 設計受賞実績（様式 4）

平成 11 年度（1999 年度）以降に、設計業務管理技術者又は建築設計主任技術者に以下の受賞歴がある場合は、受賞を証明する書類の写しとともに提出すること。（住宅を除く。期間中に複数の受賞歴がある場合は全件を対象とする。）

ア 日本建築学会賞（作品）

イ J I A 日本建築賞

ウ 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く）

エ B C S 賞

オ その他

（３）作成要領

① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

③ 参加表明書（様式 1-1）を 1 頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。

④ 重複して参加表明書等を提出しないこと。

（４）参加資格の確認

提出された参加表明書等について、必要となる資格、実績等の確認を事務局にて行い、その結果を 9 月 6 日（金）までに参加表明者に通知する。

11 一次審査

(1) 一次審査について

提出された参加表明書等に基づき、事務局において資格適合者に対する客観評価による一次審査を実施する。一次審査では、評価点の合計が上位5位までの者（以下「一次選定者」という。）を選定する。なお、参加表明者が5者以内の場合は、一次審査を行わないこととし、評価点の合計が上位から5番目の者が複数ある場合は、選定委員会で対応を協議することとする。また、一次審査の評価点は一次審査のみに使用する。

(2) 一次審査の審査基準

一次審査の手順、審査基準、配点等については、添付の「審査基準」を参照のこと。

(3) 一次審査結果の発表

一次審査の結果は、参加表明書を提出した者に対して結果書類を封書にて送付、及び電子メールにて通知するとともに、一次選定者に対しては技術提案書提出要請書を発送する。

(4) その他

- ① 一次審査を通過しなかった参加表明者は、令和元年（2019年）9月13日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。
- ② 提出書類は、一次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加表明書、参加資格確認申請書等は返却しない。

12 二次審査

一次選定者は、二次審査のための技術提案書を提出する。

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限
令和元年（2019年）12月6日（金）17時15分まで（必着）
- ② 提出場所
事務局
- ③ 提出方法
提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により必着すること。なお、電送によるものは受け付けない。郵送、託送による場合は、封筒に「市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務公募型プロポーザル技術提案書在中」と朱書きにより明記すること。
- ④ 提出部数
技術提案書20部（正本1部、副本19部）、同内容の電子データ1部（CD-R又はDVD-R）

(2) 技術提案書の作成要領

技術提案書は以下に示す内容とし、本業務の上限価格の範囲内で要求水準書の内容を満たす前提で提案を行うこと。なお、技術提案書の副本には、企業名を入れないこと。また、技

術提案書の内容について、市が技術提案書を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対し回答すること。

① 業務計画に関する提案書（様式５）…Ａ３判・片面３枚以内

提案項目	業務の実施方針及び実施体制、業務の工程計画
記載内容	業務の実施方針として、要求水準及び提案内容の実現に関する確認・チェック方法の他、市民参加・周知などの具体的な設計等の進め方、実施体制や役割分担とともに、設計施工の具体的な実施工程計画について記載すること。

② 全体計画に関する提案書（様式６）…Ａ３判・片面４枚以内

提案項目	提案コンセプト、配置・ゾーニング計画、景観・デザイン計画、構造・設備計画
記載内容	本事業の位置づけやコンセプト等を踏まえた施設全体の提案コンセプト、施設の配置・ゾーニング及び景観・デザインに関する提案、構造・設備計画に関する考え方について記載すること。

③ 各機能・空間計画に関する提案書（様式７）…Ａ３判・片面１０枚以内

提案項目	ホール等施設、子育て世代包括支援センター、図書館、市民活動センター・プラネタリウム、共用その他・外構施設、広場施設（大屋根・芝生広場等）
記載内容	上記の各施設について、要求水準を踏まえたうえで、より多くの活動や利用を生み出す魅力ある機能及び空間計画などの具体的な提案内容を記載すること。

④ 施設の基本性能に関する提案書（様式８）…Ａ３判・片面４枚以内

提案項目	災害に強い施設づくり、ユニバーサルデザインの施設づくり、環境配慮の施設づくり、経済性に配慮した施設づくり
記載内容	上記の各項目について、公共施設としてふさわしい機能的な施設づくりに関する提案の他、維持管理や運営・修繕への配慮及びランニングコストの低減など、将来的な経済性に配慮した施設づくりに関する具体的な提案について記載すること。

⑤ 施工計画に関する提案書（様式９）…Ａ３判・片面２枚以内

提案項目	品質・安全確保等、効率的な施工計画等
記載内容	提案された施設の確実な実現に向け、具体的な品質及び安全確保等の方策及び効率的な工事の実施、工期短縮等の提案について記載すること。

⑥ 地域貢献に関する提案書（様式１０）…Ａ３判・片面１枚

提案項目	市内企業の活用提案、その他地域貢献方策
記載内容	市内企業の積極的な活用方策や市内調達等による経済効果、履行確認方法について提案すること。また、本事業の実施による地域貢献方策について記載すること。

⑦ 価格に関する提案書（様式 11）…A 3 判・片面適宜

提案項目	業務価格、主要内訳書
記載内容	本事業に係る業務全体価格の他、設計業務、施工業務、工事監理業務等の主要な費用内訳について記載すること。

⑧ 提案概要書（様式 12）…A 3 判・片面 1 枚

提案項目	提案全体の概要書
記載内容	①～⑥を踏まえ、本事業に関する提案の全体概要について、A 3 判 1 枚で適宜作成すること。

⑨ 設計図書（様式 13）…A 3 判・片面適宜

提案項目	設計概要（規模、構造等）、仕上表・面積表、構造・設備計画概要、配置図兼 1 階平面図・各階平面図、断面図・立面図、イメージパース（外観、広場、内観等）
記載内容	提案に基づく設計概要及び仕上・面積表、構造及び設備計画の概要の他、1/500 程度による配置図兼 1 階平面図、各階平面図、主要方向の断面図、各面の立面図を作成すること。また、任意のカット数、対象により外観、広場、内観等のイメージパースを作成し、提案すること。

⑩ 全体エリアイメージ提案（様式 14）…A 3 判・片面 2 枚以内

提案項目	周辺まちづくりに資する全体整備イメージ
記載内容	東西軸における人の回遊や滞在、南北軸との緑の関係性などを踏まえつつ、敷地 C・D や市道市役所前線等を含めた敷地 A～D の全体整備について、施設の配置や機能説明、まちづくりへの考え方等、イメージパース等を使って提案すること。 ※本業務は敷地 A 及び B を対象としている。

（３）技術提案書の提出辞退

技術提案書の提出を辞退する場合は、提出期限の前日までに、事務局へ辞退届（様式 15）を届け出ること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

（４）公開プレゼンテーション

一次選定者によるプレゼンテーションは、一般公開により行う。

- ① 技術提案書の内容説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑応答（ヒアリング）を行う。
- ② 公開プレゼンテーションには、パワーポイント等の使用を可とするが、技術提案書の内容のみを表現したものとし、内容の差し替え、追加は認めない。なお、審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。
- ③ 公開プレゼンテーションは 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は、プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 20 分の計 50 分程度とする。
- ④ 公開プレゼンテーションに参加できる者は、統括管理技術者と設計業務管理技術者を

含め、5名までとする。

- ⑤ 公開プレゼンテーションは、令和2年（2020年）1月18日（土）を予定している。
時間、会場等詳細については、参加者に別途連絡する。

（５）二次審査の方法

- ① 公開プレゼンテーション終了後に、非公開で選定委員会による二次審査を行う。
- ② 二次審査は、技術提案書、公開プレゼンテーション結果を参考に、選定委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査し、各選定委員の評価点の合計が最も高い一次選定者を受託候補者として選定し、当該選定者に次ぐ一次選定者を次点者とする。
なお、最も高い評価点の者が複数ある場合は、選定委員会の会議により受託候補者を決定する。
- ③ 二次審査において総合評価点が6割を下回る技術提案書の一次選定者については、受託候補者及び次点者として選定しない。

（６）二次審査の審査基準

二次審査の審査基準、配点等については、添付の「審査基準」を参照のこと。

（７）二次審査結果の発表

審査結果は、令和2年（2020年）1月24日（金）までに書面により各一次選定者に通知するとともに、審査結果及び受託候補者の提案概要（イメージパースの一部等）を市ホームページで公表する。なお、二次審査により候補者とならなかった一次選定者は、令和2年（2020年）1月31日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

13 契約に関する基本的な考え方

（１）契約内容についての協議

受託候補者は、選定後、速やかに発注者と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出する。発注者は、提案内容及び見積書をもとに、受託候補者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき契約を締結する。なお、契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、発注者との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

（２）契約書の作成

契約書は、発注者と協議の上、受託候補者が作成する。

（３）仮契約及び契約の締結

発注者は、受託候補者と協議を整え、令和2年（2020年）2月上旬に仮契約の締結を予定している。仮契約は、市議会における契約の議決を経て本契約となるが、市議会への議案提案は、令和2年（2020年）3月定例会を予定している。

なお、仮契約期間中において、受注者の都合や不正行為等の重大な事由により、本契約が締結できなくなった場合、受託候補者は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金

額を支払うこととする。

(4) 次点者との協議

発注者は、受託候補者との契約内容に関する協議が不調となり契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結するものとする。

(5) 契約保証金

契約保証金の納付を行うこと。有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10とする。

(6) 募集及び契約締結に伴う費用負担

応募にかかる費用及び契約締結にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(7) 支払条件

本業務は、契約締結日から令和5年度（2023年度）までの継続業務とし、支払いは、一部を除き、原則として各業務終了後に支払うものとする。

なお、業務契約に係る費用（前払金及び部分払金を含む。）の支払い条件は、受託候補者から提出される業務工程計画を発注者と本業務の受託者に特定された者（以下「事業者」という。）にて確認、協議の上、決定する。

14 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において発注者が求める基本的な業務の水準及び品質については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、要求水準書に示す業務の水準及び品質の確保のため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施し、発注者に報告する。詳細については要求水準に示す。

(3) 実施状況のモニタリング

発注者は別途発注するモニタリング支援業務受託者とともに、事業者が実施する設計、施工等の各業務について、適切に実施されているかどうかのモニタリングを行う。

15 技術提案の責任の所在、取扱い等

(1) 技術提案の責任の所在

事業者は、要求水準及び提出した技術提案に基づき、業務を実施しなければならない。

(2) 技術提案の取扱い、措置等

本業務に係る技術提案の内容において、虚偽の記載など明らかに悪質な行為があったことが判明した場合には、市の規定に基づき受託候補者としての選定を取り消すことがある。

なお、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない事業者についても同様に取り扱う。

また、技術提案の内容が達成されなかったときは、事業者の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。

【技術提案の内容が達成されなかった場合の違約金相当額の計算方法】

違約金相当額（税抜き）

＝契約金額（税抜き）×（1－履行できない提案を控除した場合の評価点／契約時の評価点）

注）小数点以下第4位未満を切り捨てとし、違約金相当額は1円未満を切り捨てる

16 提出資料の取扱い

(1) 参加資格確認申請書、技術提案書の無効等

- ① 虚偽の内容が記載されている参加資格確認申請書、技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び受託候補者の選定についてはこれを取り消すとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。

ただし、特殊技術を要する工事である等でやむを得ない事由があると発注者が認める場合は、指名停止された事業者を契約の相手方とすることが出来るものとする。

- ② 参加資格確認申請書、技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 所定の様式に示す条件に適合しないもの

イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 他者の提案を盗用したもの

(2) 資料の取扱い等

- ① 本手続のために提出された資料は返却しない。
- ② 本手続のために提出された資料は、本手続以外に参加者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、参加者に確認の上、参加者の権利、利益等を損なうおそれのある部分を除き、公表することがある。
- ③ 本手続のために提出された資料の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、提案書の一部又は全部を無償で利用できるものとする。また、本手続に係る作業に必要な範囲内において複製を作成することがある。
- ④ 本手続及び本業務に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成

果物を含むがこれらに限定されない。)は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

17 その他

- (1) 本手続及び本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (2) 本手続及び本業務において作成される資料、成果物、その他の情報の全ては、本業務の目的の範囲内において選定委員会及びアドバイザーに提供する。
- (3) 選定された受託候補者は、契約締結後の令和2年（2020年）3月末に市民参加型シンポジウム（ワークショップ形式）を行う。
- (4) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。

(添付)

審査基準（案）

1. 一次審査

(1) 審査項目・配点

審査項目	配点	備考
1. 企業体（配置予定技術者）の実績	90.0	
【設計企業】		
ア 設計業務管理技術者	10.0	※1
イ 建築設計主任技術者	5.0	
ウ 構造設計主任技術者	5.0	※2
エ 電気設備設計主任技術者	5.0	
オ 機械設備設計主任技術者	5.0	※1
カ コスト管理主任技術者	5.0	
キ 工事監理業務管理技術者	10.0	※2
ク 建築工事監理主任技術者	5.0	
ケ 構造工事監理主任技術者	5.0	※1
コ 電気設備工事監理主任技術者	5.0	
サ 機械設備工事監理主任技術者	5.0	
【施工企業】		
シ 統括管理技術者	10.0	
ス 監理技術者	5.0	
セ 施工計画主任技術者	5.0	
ソ コスト管理主任技術者	5.0	
2. 設計受賞歴	10.0	
合計	100.0	

(2) 審査基準

審査項目ごとに、以下の審査基準に基づき審査を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する。（計算結果は、少数第2位まで（第3位を四捨五入）とする。）

審査項目	評価区分	審査基準	係数
1. 企業体（配置予定技術者）の実績	A	同種施設の実績	配点×1.00
	B	類似施設の実績	配点×0.8
2. 設計受賞歴	配点×（当該参加者の受賞件数／全参加者の内最多件数）		

※1 「ア」と「イ」を兼務とする場合は、「イ」の配点に対し、係数として0.8を掛けて計算する。また、「キ」と「ク」を兼務とする場合も、「ク」の配点に対し同様の計算とする。

「ア」、「イ」、「キ」、「ク」を全て兼務とする場合は、「イ」と「ク」の配点に対し同様の計算とする。

※2 「エ」と「オ」を兼務とする場合は、「エ」と「オ」それぞれの配点に対し、係数として0.8を掛けて計算する。また、「コ」と「サ」を兼務とする場合も、「コ」と「サ」それぞれの配点に対し同様の計算とする。

「エ」、「オ」、「コ」、「サ」を全て兼務とする場合は、「エ」、「オ」、「コ」、「サ」全ての配点に対し同様の計算とする。

2. 二次審査

(1) 審査項目・配点

審査項目	配点	内容
① 業務計画に関する提案書	15.0	・要求水準及び提案内容の実現に関する確認・チェック方法、市民参加などの具体的な設計等の進め方等業務の実施方針、役割分担等の実施体制 ・設計・施工業務の具体的な実施工程計画
・業務の実施方針及び実施体制	10.0	
・業務の工程計画	5.0	
② 全体計画に関する提案書	30.0	・本事業の位置づけや方針を踏まえた、施設整備全体のコンセプト ・立地条件を踏まえた、施設の配置・ゾーニング及び景観・デザインに関する提案 ・施設内容を踏まえた、安全性、機能性を向上させる構造・設備計画の提案 ・本市のこれからのまちづくりの起点となるような魅力ある提案
・提案コンセプト	5.0	
・配置・ゾーニング計画	5.0	
・景観・デザイン計画	10.0	
・構造・設備計画	5.0	
・まちづくりへの貢献	5.0	
③ 各機能・空間計画に関する提案書	45.0	・要求水準を踏まえ、利便性に配慮した施設機能や各機能の相乗効果を生む提案などの魅力ある空間提案 ・客席や舞台等の空間計画、大ホールの音響性能、市民利用諸室の利便性など ・子育て部門、母子保健部門の利便性に配慮した空間計画など ・本を読むだけでなく、滞在したくなる場所となるような図書館の計画など ・利便性の向上などに配慮した市民活動センター、プラネタリウムの計画など ・エントランス等の開放的な空間づくりや駐輪場等屋外施設の利便性など ・公園として多様な屋外アクティビティを考慮した魅力あるランドスケープなど
・各機能の相乗効果	5.0	
・ホール等施設	10.0	
・子育て世代包括支援センター	5.0	
・図書館	5.0	
・市民活動センター、プラネタリウム	5.0	
・共用その他・外構施設	5.0	
・広場施設（大屋根・芝生広場等）	10.0	
④ 施設の基本性能に関する提案書	20.0	・公共施設として必要な基本性能について、より配慮した施設づくりに関する提案 ・維持管理や運営・修繕への配慮及びランニングコストの低減など、将来的な経済性に配慮した施設づくりの具体的な提案
・災害に強い施設づくり	5.0	
・ユニバーサルデザインの施設づくり	5.0	
・環境配慮の施設づくり	5.0	
・経済性に配慮した施設づくり	5.0	
⑤ 施工計画に関する提案書	15.0	・効率的な工事の実施、工期短縮等の提案など ・提案された施設の確実な整備実現に向け、具体的な品質及び安全確保等の方策
・効率的な施工計画等	10.0	
・品質・安全確保等	5.0	
⑥ 地域貢献に関する提案書	10.0	・市内企業の積極的な活用方策、発注額等の経済効果、履行確認方法など ・その他、独自の地域貢献方策の提案など
・市内企業 ^(※) の活用提案	5.0	
・その他地域貢献方策	5.0	
⑦ 価格に関する提案書	15.0	(計算式による)
・業務価格、主要内訳書		
合計	150.0	

※茨木市内に本社、本店を有する事業所を基本とし、支店、営業所を有する事業者については評価において提案ごとに判断することとする。

(2) 審査基準

審査項目ごとに、以下の審査基準に基づき審査を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する。

評価区分	審査基準	係数
A	特に優れた提案となっている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.80
C	一定の優れた提案となっている	配点×0.60
D	CとEの間	配点×0.40
E	要求水準は満たしているが、優れている点が認められない	配点×0.20
F	要求水準を満たしていない／提案がなされていない	配点×0.00

価格に関する審査については、下記の計算式により算出した点数とする。

計算式
価格点＝配点×（全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格）

注）計算結果は、少数第2位まで（第3位を四捨五入）とする。